

第2 個人情報保護制度

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

平成26年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、400件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が386件、県外に住所を有する個人が14件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長332件、知事53件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報、警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報、身体障害者手帳の申請書類等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成22～26年度）

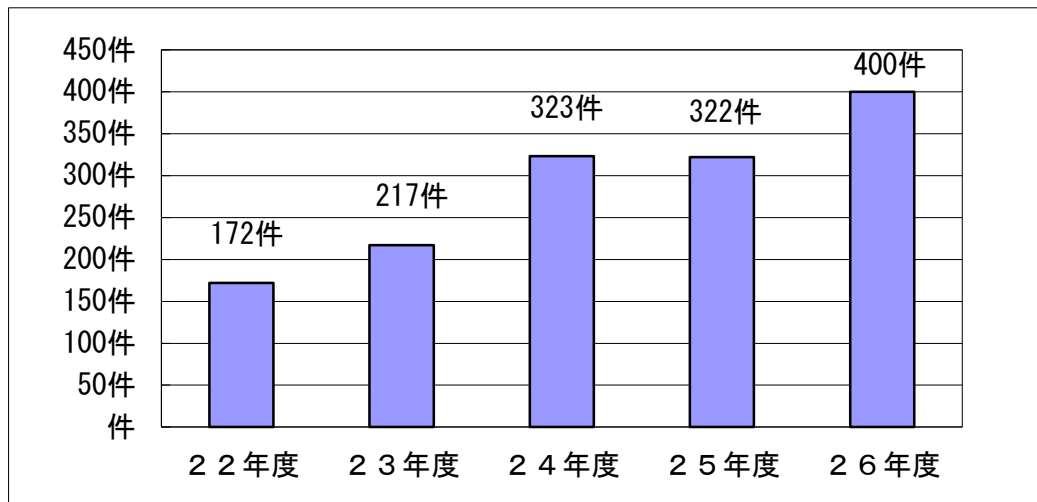


図2 開示請求者別内訳

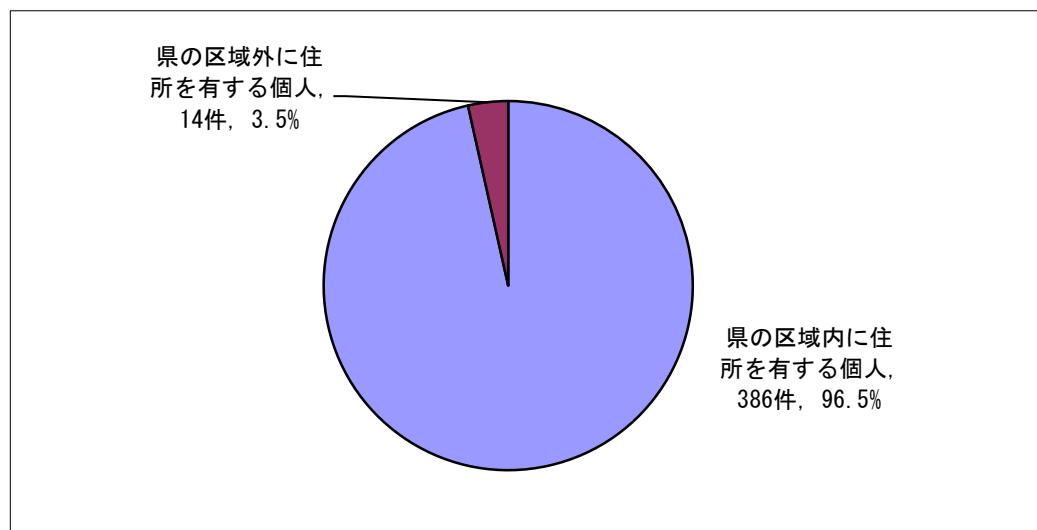


表1 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部・秘書室	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の申請書等に記載された自己情報 ・自己の介護支援専門員実務研修受講試験成績 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部		
	新社会推進部		
	保健医療介護部	24	
	福祉労働部	22	
	環境部		
	商工部		
	農林水産部		
	県土整備部	3	
	建築都市部	3	
	会計管理局		
	小計	53	
議会			
公営企業の管理者			
教育委員会	5	・自己の教職員採用試験成績	
選挙管理委員会			
人事委員会			
監査委員			
公安委員会	2	・相談記録に記載された自己情報	
警察本部長	332	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌に記載された自己情報 ・物件事務報告書に記載された自己情報 ・犯罪事件受理簿に記載された自己情報 	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	8	・三公立大学入学試験の成績に記載された自己情報	
合計	400		

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求400件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数3件を除いた397件です(表2)。

表2 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関	請求 件数	決 定 の 状 況				取下げ	
		開示	部分開示	不 開 示	却下		
				不 存 在			
知 事	総務部・秘書室	1		1			
	企画・地域振興部						
	新社会推進部						
	保健医療介護部	24	12	9	3	1	
	福祉労働部	22	20	1	1	1	
	環境部						
	商工部						
	農林水産部						
	県土整備部	3	1	2			
	建築都市部	3		2	1	1	
	会計管理局						
	小計	53	33	15	5	3	
議 会							
公営企業の管理者							
教育委員会	5	2	3				
選挙管理委員会							
人事委員会							
監査委員							
公安委員会	2		2				
警察本部長	332	7	318	4	4	2	
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	8	8					
合 計	400	50	338	9	7	2	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(12.5%)	(84.5%)	(2.3%)	(1.8%)	(0.5%)	(0.2%)

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、警察職員情報（第6号）に該当するものが320件、行政運営情報（第4号）に該当するものが250件等となっています（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	188	2	190
第2号	事業情報	3		3
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報	250		250
第5号	評価判断情報	9		9
第6号	警察職員情報	320		320
第7号	捜査等情報	38		38
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		808	2	810

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が1,520枚で15,200円となっています（表4）。

表4 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

（単位：枚、円）

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	1,520	15,200
カラー（30円）		
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
フロッピーディスク（50円）		
CD-R（80円）		
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	1,520	15,200

（注）カッコ内の金額は、1枚当たりの金額

「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が21件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が14件、地方独立行政法人が21件、合計68件となっています。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、10,273件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,670件の請求があり、請求件数全体の約74.7パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが732件、三公立大学入学試験関係のものが510件、警察官採用試験関係のものが391件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成22～26年度）

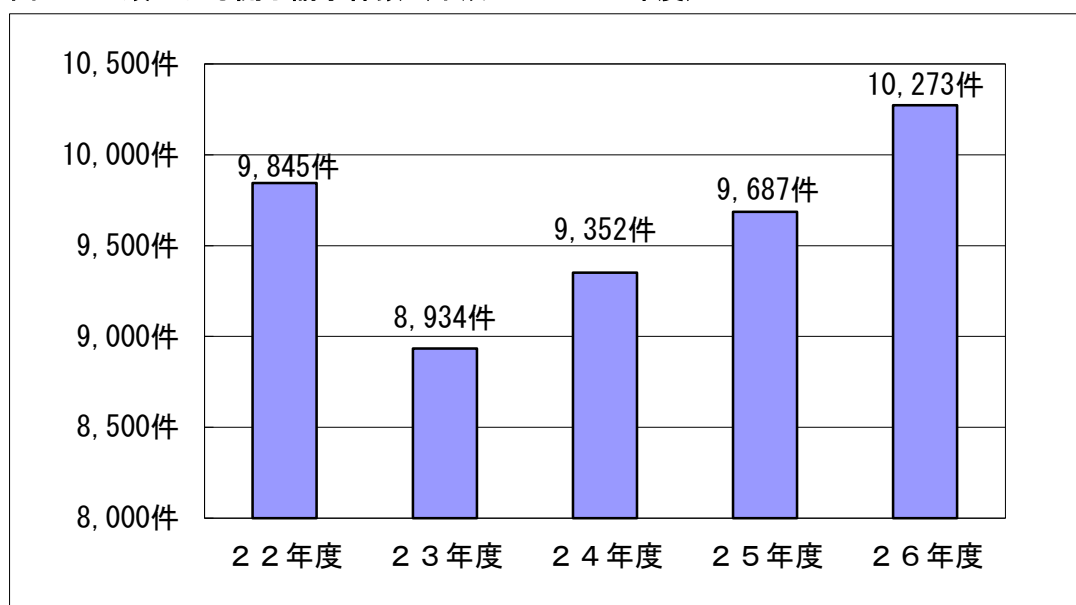


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	クリーニング師試験	1	合格発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	14	合格発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	42	
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	10	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	5	合格発表の日から1か月間
	技能検定試験	3	合格発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	1	合格発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	121	合格発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	9	
	採石業務管理者試験	2	
	砂利採取業務主任者試験	2	
	農薬指導士認定試験	2	
	家畜人工授精講習会修業試験	1	
小計	216		
教育委員会	福岡県教育委員会職員採用試験	1	合格通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,670	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	150	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	7,821	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	619	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	81	
	福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	32	
	小計	732	

警察 本 部 長	福岡県警察官A（男性）採用試験	237	合格発表の日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	82	
	福岡県警察官A（女性）採用試験	40	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	30	
	福岡県警察官C採用試験	2	
	猟銃等講習考査	164	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	214	
	機械警備業務管理者講習修了考査	20	
	警備員等検定学科試験	111	
	警備員等検定実技試験	60	
	駐車監視員資格者講習修了考査	29	
	小計	989	
地方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	125	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学一般入試	110	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学推薦入試	14	
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	65	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験	5	合格発表の日の翌日から1か月間
	小計	515	
合計	10,273		

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成26年度は、自己情報の訂正請求が1件ありました（表6）。

表6 自己情報の訂正請求状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求 年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
「保護カード」及び「保護観護員サービス日誌」に記載の個人情報	警察本部長	27. 2. 20	27. 3. 26	却下

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成26年度は、不服申立てが6件ありました（表7）。

表7 不服申立ての処理状況

答申 番号	不服申立 案件	諮問 実施 機関	不 服 申 立 年月日	諮 問 年月日	答 申 年月日	裁決又は 決定年月日	裁決又 は決定 内 容
26	死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 4. 21	26. 5. 19	26. 8. 21	26. 9. 19	棄却
27	個別労使紛争に関するあっせん申立書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 6. 12	26. 7. 23	26. 11. 20	26. 12. 26	棄却
28	乳幼児発達相談指導票に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 10. 17	26. 11. 6	27. 1. 22	27. 2. 20	一部認容
29	用地交渉記録簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 11. 7	26. 12. 1	27. 3. 19	27. 4. 22	棄却

答 申 番 号	不 服 申 立 案 件	諮 問 実 施 機 関	不 服 申 立 年 月 日	諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	裁 決 又 は 決 定 年 月 日	裁 決 又 は 決 定 内 容
3 0	死産届に係る個人情報 不開示決定処分に対す る異議申立て	知事	26. 12. 22	27. 1. 20	27. 3. 19	27. 3. 30	棄却
—	交通事故診断書等に係 る個人情報開示請求却 下処分に対する審査請 求	公 安 委 員 会	27. 3. 23	—	—	27. 7. 23	棄却

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成26年度は、4件の苦情相談がありました。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（不服申立部会）

不服申立事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基・番号法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成26年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表8、表9、表10）。

表8 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第1回審議会 平成26年 5月15日	<ul style="list-style-type: none">・会長の選任について・会長職務代理者の指名について・「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正について・部会の委員の指名について・部会長の選任について・部会長職務代理者の指名について・個人情報を含む公文書の流出について（報告）・不服申立部会の審査結果について（報告）
第2回審議会 平成26年 8月21日	<ul style="list-style-type: none">・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）・平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）
第3回審議会 平成26年 9月18日	<ul style="list-style-type: none">・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）
第4回審議会 平成27年 2月19日	<ul style="list-style-type: none">・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

表9 第一部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第1回第一部会 平成26年 7月17日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第2回第一部会 平成26年 8月21日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第3回第一部会 平成26年 9月18日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第4回第一部会 平成26年10月16日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第5回第一部会 平成26年11月20日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第6回第一部会 平成26年12月18日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて
第7回第一部会 平成27年 1月22日	<ul style="list-style-type: none">・不服申立てについて

開催期日	主な審議内容
第8回第一部会 平成27年 2月19日	・ 不服申立てについて
第9回第一部会 平成27年 3月19日	・ 不服申立てについて

表 10 第二部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第1回第二部会 平成27年 1月20日	・ マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて ・ 特定個人情報保護評価について
第2回第二部会 平成27年 2月19日	・ 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について（諮問）
第3回第二部会 平成27年 3月17日	・ 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について（答申） ・ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について（諮問）

(2) 諮問及び答申

平成26年度は、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外に係る諮問が4件あり、以下のとおり答申がなされました（表11）。

表11 個人情報保護審議会の答申（不服申立事案に関する答申は表7参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
学教務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	26. 7. 10	26. 8. 21
インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行者等登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知 事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	知 事 (商工部)	26. 8. 22	26. 9. 18
教務システムによる学生登録情報の提供事務に係る電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について	独立行政法人	27. 2. 9	27. 2. 19
県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知 事 (総務部)	27. 2. 4	27. 3. 17
住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）について	知 事 (企画・地域振興部)	27. 3. 9	27. 4. 14

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第12期）は、次のとおりです（表12）。
委員の任期は2年となっています。

表12 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は平成27年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相本 倫子	(株)西日本新聞社編集局編集センター記者		平成26年5月1日 ～ 平成28年4月30日
石坂 裕毅	九州工業大学情報工学部准教授		
岡本 博志	北九州市立大学法学部特任教授	会長	
小林 登	弁護士	会長職務 代理者	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究院教授		
竹田 トシ子	福岡県民生委員児童委員協議会評議員		
原田 憲正	山九(株)労政部人権啓発担当参与		
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長		
森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び各地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

平成26年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1,846件でした(表13)。

表13 平成26年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関	事務の区分及び件数				合計	
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務		
知事	総務部・秘書室	120	9	16	9	154
	企画・地域振興部	76				76
	新社会推進部	57	4	1		62
	保健医療介護部	171	19	125		315
	福祉労働部	139	20	51		210
	環境部	59		23		82
	商工部	42	12	12		66
	農林水産部	151	32	61		244
	県土整備部	26	8	34		68
	建築都市部	82	26	14		122
	会計管理局	3				3
	小計	926	130	337	9	1,402
議会	13				13	
公営企業の管理者	2				2	
教育委員会	84	48	73	7	212	
選挙管理委員会	6				6	
人事委員会	14			4	18	
監査委員	3				3	
公安委員会	6				6	
警察本部長	128				128	
労働委員会	13				13	
収用委員会	1				1	
海区漁業調整委員会	3				3	
内水面漁場管理委員会	3				3	
地方独立行政法人	36				36	
合計	1,238	178	410	20	1,846	

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部署の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務